

労務通信

2014.8月号

ストレスチェック義務化でどう変わる？

◆労働安全衛生法改正案成立

6月19日、労働安全衛生法の改正案が成立し、医師、保健師などによるストレスチェックの実施が事業者には義務付けられることになりました。

(従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務。)

これにより、企業は社員が精神疾患を発症する前に対策をとることが求められます。



◆産業医の紹介サービス

こうした流れを受け、次のような企業のメンタルヘルス対策を支援するサービスが拡大中のようです。

- ・企業が求める診断能力を持つ産業医を紹介するサービス
- ・グローバル化に対応し、英語版のストレスチェックを提供するサービス
- ・独自のストレスチェックテストで問題があった場合に産業医を派遣するサービス

◆産業医との相性も大事

従来から50人以上の労働者を雇用している事業場は、産業医による毎月の訪問、労働者の健康管理指導の実施が必要ですし、月80時間超の残業をした労働者等がいる事業場(50人未満の事業場も含む)では、労働者の疲労の程度を把握し、本人の申出により医師の面談を実施する義務があります。これらに違反する場合は行政指導の対象となります(罰則もあり)。

多くの企業ではもちろん、産業医の選任は行っているのですが、近年のメンタルヘルス不全による職場の問題への対応が重要になってきた流れを受け、自社が求めるものと産業医との相性が合わないケースも増えてきたようです。

◆精神疾患による労災件数

過労や職場でのいじめにより「うつ病」などの精神疾患を発症したとして労災申請をした人数は、2013年度には1,409人となり、過去最多を更新しました。また、実際に労災認定された人は2年連続で400人を超えています。今回の法改正では、50人未満の事業場のストレスチェックは努力義務に留まりましたが、メンタルヘルス不全や精神疾患の発症は、規模に関係なく起こり得るものです。長時間労働や過重労働を抑制するような職場環境づくりや、必要に応じてこのようなサービスを利用することも検討してみてください。

制度改正情報

◆協会けんぽの申請書・届出書が変わりました（平成26年7月1日より）。

全国健康保険協会（協会けんぽ）の申請書・届出書の様式が変更になっています（一部を除く）。従来の様式でも、受け付けは可能のようですが、徐々に切り替えをお願いいたします。

新様式は、協会けんぽホームページより、ダウンロードできます。

○協会けんぽ申請書・届出書

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/h26-7/260701005>

◆各種申請書のダウンロードについて

最近では、社会保険・労働保険関係の書類のほとんどが、各行政機関のホームページからダウンロードできるようになりました。事務所や自宅にパソコンとインターネットにつながる環境があれば、いつでも必要な時に書類を作成し、郵送で送ることができますので、ぜひご利用ください。

○日本年金機構申請・届出様式

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/list.html>

○労災保険給付関係請求書等OCR帳票

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/index.html

○安全衛生関係主要様式

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/index.html>

事務所よりひとこと

◆電子申請ができるようになりました！！

当事務所にとって、1年間で最も繁忙期といえる労働保険年度更新手続と社会保険算定基礎届の手続が終わりました。以前、提出期限がそれぞれ5月20日と7月10日と異なっていた時は、少し間隔をあけて業務が集中する形でしたが、7月10日に統一されてからというもの、4月の始めから7月にかけての長期間に渡り、業務が繁忙するような結果となり、ここ数カ月はなかなか事務所担当者がかまらないう状況であったと思います。

そんな中、少しでも事業主様の負担を減らし、事務所担当者の事務処理をスムーズに行う準備を進め、この度、e-Gov電子申請システムを利用した社会保険・労働保険関係手続ができるようになりました。事業主様に委任状を1枚いただくことで、書類の事業主印が省略できるしくみです。時代の流れもあり、今ではほぼすべての手続が電子でするようになりました。当事務所では、まだ取り組み始めたばかりではありますが、徐々に件数を増やし、電子申請に対応していく予定ですのでどうぞ、よろしくをお願いいたします。